

監査公表第 755 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 27 日

京都市監査委員 繁 隆 夫

同 天 方 浩 之

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

1 平成 29 年度包括外部監査（平成 30 年 3 月 29 日監査公表第 747 号）

（個人住民税－1）

指 摘 事 項
第4 個人住民税 6 個人市民税における監査結果 6.1 事業所等に対する均等割課税 6.1.3 課税対象者の把握 【指摘事項】 課税の公平を期するため、市内に事務所、事業所及び家屋敷を有する個人に対する均等割の課税漏れを防止するための更なる施策が望まれる。

講 じ た 措 置
課税漏れを防止するため、要領を作成し、以下の調査を実施した。 事務所・事業所については、これまで調査対象としていた新規に飲食店営業届を提出した飲食店に加え、届出されている飲食店の全件を再確認するとともに、税務署に提出される資料に基づき、課税対象となる者を調査した。 家屋敷については、新たに固定資産税課税台帳の情報を基に課税対象となる者を調査した。

指 摘 事 項
<p>第4 個人住民税</p> <p>6 個人市民税における監査結果</p> <p>6.2 所得不明者・無申告者の調査</p> <p>6.2.2 申告書発送件数の推移</p> <p>【指摘事項】</p> <p>申告書の発送を省く基準として、申告書を送付したが反応がなかった者へは申告書を送付しないとされていることについて、反応がなかった者に所得がある可能性が否定出来ないため、所得に関する確認・調査を行った上で、課税対象であるか否か、申告書を発送する者であるか否かを判断すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>所得不明者・無申告者への申告書発送の基準について、要領を作成して明確化し、前年度反応がなかった者に対しても、対象者の現在の状況やこれまでの申告内容など、基準に照らし合わせて調査を行い、所得がある可能性がある者に対しては申告書の発送を行うこととした。</p>

指 摘 事 項
<p>第5 法人市民税</p> <p>3 法人市民税における監査結果</p> <p>3.3 課税対象法人の把握について</p> <p>(3) サンプル調査の実施について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>課税対象法人の把握が不十分であるとともに、他部署の担当者が実施している業務の把握が不十分であるため、課税対象法人の把握や照会に活用できる情報がすでに存在しているにも関わらず、利活用できていないことを確認した。市内全域で速やかに是正措置を講じ、連携の取れた課税対象法人の把握を行う必要がある。</p> <p>さらに、法人市民税に限ったことではないが、他部署の業務内容についての認識を深めるため、各部署の担当責任者会議を開催するなど、具体的業務内容を相互に確認しあい、利活用可能な情報の発掘や重複した業務の統合・連携などの検証が求められる。</p>

講 じ た 措 置
<p>各税目担当が保有する情報を活用し、課税漏れ法人を調査し、申告催告を行い、課税捕捉を行うこととした。具体的には、事業所税担当が保有している「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」等のデータを法人市民税課税情報と突き合わせることにより、均等割の課税漏れを抽出し、申告催告等の課税捕捉を行った。</p> <p>また、各税目において保有している情報及び入手経路等を取りまとめ、各税目所管課において共有した。取りまとめ結果の共有により、課税捕捉の向上に向けたより効率的な情報の収集及び他税目の情報の活用について、他局への照会を連携して行うなど、これまで以上に効果的に行うことができるようになった。</p>

指 摘 事 項
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.2 固定資産税の課税客体 【指摘事項】 地方税法第17条の5第5項により,固定資産税や都市計画税に係る賦課決定については法定納期限の翌日から起算して5年以内であれば行うことができるとされている。しかしながら,京都市においては,固定資産税が賦課課税方式であることを勘案して,現年度からの課税のみとし,遡及していないケースがある。 正しく納税している納税者との課税均衡の観点から,賦課期日時点の状況が客観的に確認できる場合には,5年間の遡及を徹底すべきである。

講 じ た 措 置
公平・公正な課税を推進するため,税務部資産税課から市税事務所に対して,よりいっそう遡及課税を徹底するよう平成30年6月15日付けで通知を発出した。これを契機として,市税事務所においては,賦課期日時点の状況が客観的に確認できた場合は,遡及課税を行っている。

指 摘 事 項
第6 固定資産税及び都市計画税 3 固定資産税及び都市計画税における監査結果 3.4 縦覧制度と不服申立て 【指摘事項】 固定資産評価要領（家屋編）第1節第2の規定により家屋の判定を行い、家屋に該当しない場合で事業の用に供することが出来るものは償却資産として取り扱っている。重複課税により返還に至った事例があることから、家屋と償却資産の区分について連携体制を構築されたい。

講 じ た 措 置
市税事務所（家屋担当）から税務部資産税課（償却資産担当）への新增築家屋（事業用）の情報提供について、漏れがないよう各担当への周知を徹底した。 また、重複課税根絶に向け、家屋と償却資産の区分についての理解を促すため、平成30年10月に「償却資産（固定資産税）申告の手引き」の改定を行った。

指 摘 事 項
<p>第6 固定資産税及び都市計画税</p> <p>3 固定資産税及び都市計画税における監査結果</p> <p>3.5 固定資産税における庁内外データの活用実態についての検証</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1ヶ月を単位とする町家の定期借家契約について、外観上は住宅であるため、住宅用地の特例が適用されているケースがあった。</p> <p>また、京都市によれば、食品衛生法や旅館業法に基づく営業許可申請情報についても、固定資産税や都市計画税の課税に利用しているとのことであった。ところが、前述の町家のリノベーション物件に関する検証において、営業用物件でありながら、住宅用地の特例が適用されたままの物件が散見された。これらの情報は京都市の庁内データであり、前掲の登記や建築確認申請情報と同様、その利活用が十分でないと言える。</p> <p>比較的入手しやすい庁内情報については、その利活用を徹底し、公平・公正な課税に努められたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>住宅用地については、これまでから、庁内外の情報を活用し、見直しに取り組んでいるところであるが、近年、宿泊施設等が増加していることも踏まえ、各種情報の利活用をより一層促進していくこととした。</p> <p>平成30年度は、旅館業法に基づく営業許可取得施設について、平成30年中の新規分及び過年度の許可取得分（平成29年5月～29年12月及び平成25年中のもの計1,300件）の調査を実施し、住宅用地の見直しを行っている。</p> <p>今後とも、庁内外の各種情報について、利活用を徹底し、公平・公正な課税に努めていく。</p>

指 摘 事 項
第8 軽自動車税 3 軽自動車税における監査結果 3.1 ナンバープレート（鑑札）の取り扱いについて 【指摘事項】 ナンバープレートは必ず鍵のかかる場所に保管を行われたい。また、使用済ナンバープレートも在庫枚数の把握に努めるべきである。

講 じ た 措 置
施錠可能な状態で管理すること及び返納鑑札の枚数の把握について、対応実施要領を作成し、各税務センターに通知（平成30年6月25日）し、これを受け、各税務センターにおいて保管環境の整備と保管枚数の把握に取り組んでいる。

指 摘 事 項
<p>第8 軽自動車税</p> <p>3 軽自動車税における監査結果</p> <p>3.3 滞納率が高いことについて</p> <p>【指摘事項】</p> <p>京都市は、軽自動車税の徴収率が指定都市の中でも大阪市に次いで2番目に低い。これは、軽自動車税の滞納者に対する滞納整理が十分にできていなかったことによるものである。</p> <p>高額滞納者及び複数年滞納者に対して、滞納状況の分析、把握に努め、より効率的に滞納整理を行えるよう努力されたい。</p>

講 じ た 措 置
<p>軽自動車税の滞納整理については、限られた人的資源を最大限に活用し、効率的な滞納整理を推進するため、高額滞納者を優先して取り組んでいるところである。</p> <p>平成30年度当初に、滞納者について、滞納発生年度別、年齢別等の集計を行った。</p> <p>この結果を踏まえ、平成30年度は、現年度課税分については、早期に滞納整理に取り組むとともに、高額滞納者に加えて、高額に至らない複数年滞納者についても、長期にわたる滞納者を抽出し重点的に取組を進めている。</p> <p>また、今後、体制を見直し、職員が集中的に滞納整理に取り組めるような環境を整備していく。</p>

指 摘 事 項
第 1 1 滞納整理事務 3 滞納整理事務における監査結果 3.5 納付誓約による分割納付 【指摘事項】 納付誓約による分割納付に当たって、分割納付申請書は分割納付を開始するまでに遅滞なく、收受されたい。

講 じ た 措 置
納税者の納付誓約による分割納付の申立ては、分割納付申請書(以下「申請書」という。)で行う取扱いとしており、税務部収納対策課から平成 30 年 9 月 13 日に取扱通知を發出して、その厳格な運用を改めて徹底した。 併せて、事務手順を明確化し、各税務センター等において、来庁できない事情のある納税者から電話で分納相談があったときなど、やむを得ず申請書を郵送する場合にあっては、当該納税者に上記のことを十分に説明するとともに、原則、申請書の提出を受けてから、承認書と併せて分割納付書を交付することとした。

2 平成 28 年度包括外部監査（平成 29 年 3 月 30 日監査公表第 733 号）

（各学校の状況－1）

指 摘 事 項
<p>第2 各学校の状況</p> <p>2 学校の実施監査</p> <p>2.3 京都市立太秦小学校</p> <p>2.3.9 備品・消耗品の管理について</p> <p>2.3.9.5 監査の結果及び意見</p> <p>(1) 備品の適正な管理について</p> <p>(指摘事項)</p> <p>備品整理票の適切な貼付の励行を各教室担当者に期限を決めて貼付を依頼し、その責任者である教頭が巡回確認する体制で、少なくとも年1回は実施すべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>当该校に対して、適正な事務を行うよう指導し、主に夏季休業期間を利用して、備品整理票の適切な貼り付け及び管理職による確認を行った。</p> <p>また、適正な事務の徹底を図るため、教育委員会事務局全所属に対して平成 29 年 5 月 8 日付で教育長名通知「平成 28 年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（通知）」を発出するとともに、5 月 8 日開催の局課長会、5 月 11 日開催の局庶務担当係長会においても指摘事項を周知し、適正な事務を行うよう指導した。</p> <p>更に学校職場に対しては、平成 29 年 5 月 23 日付け「平成 28 年度包括外部監査及び定期監査の結果を踏まえた適正な事務の確保について（重要通知）」を発出し、全学校長・園長に対して適正な事務の執行を行うよう周知するとともに、平成 30 年 3 月 19 日に実施した昇任予定者研修（次年度 4 月から新任教頭となる者を対象とした研修）においても、主に夏季休業期間を活用して年 1 回程度の巡回確認を行うよう指導し、より一層適切な事務執行の徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 学校給食</p> <p>2 公益財団法人京都市学校給食協会</p> <p>2.2 監査の結果及び意見</p> <p>2.2.1 京都市学校給食協会に対する貸付金 (指摘事項)</p> <p>京都市は、京都市学校給食協会が今後積み立てる予定である安定化資金の一定分を毎年回収し(貸付金額を減少させ)、最終的には京都市学校給食協会に対する貸付金をなくすべきである。</p>

講 じ た 措 置
<p>現在の公益財団法人京都市学校給食協会の資金繰りの状況から、直ちに貸付金を廃止することはできないが、協会と協議し、法人運営への影響がない範囲で平成30年度の貸付金を100万円削減した。</p> <p>貸付金債権の保全については、契約書に債権譲渡の予約についての規定を追記し対応した。</p>

(公益財団法人京都市生涯学習振興財団－１)

指 摘 事 項
第7 公益財団法人 京都市生涯学習振興財団 8 久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金 8.3 監査の結果及び意見 (指摘事項) 当財団の実質的な管理下でない久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金は、実質的な管理者である京都市に返還を要する。

講 じ た 措 置
監査結果を踏まえ、当該基金引当預金を公益財団法人京都市生涯学習振興財団が所管する根拠となっている覚書を解消して基金を市に返還するため、平成30年5月31日付で確認書を取り交わし、平成30年6月30日をもって当該覚書を破棄した。 当該基金引当預金の残金については、平成30年11月25日時点における全額を京都市に返還した。

3 平成 25 年度包括外部監査（平成 26 年 3 月 31 日監査公表第 693 号）

（市税に係る軽減措置－1）

指 摘 事 項
第 2 章 市税に係る軽減措置 第 4 監査結果 5. 固定資産税 （2）市税条例施行細則による課税免除 ③ 第 3 号「社会事業的収容施設その他の公共の用に供する固定資産」 【指摘事項】 当課税免除の廃止を検討し、本市として、真に支援の継続が必要と考えるのであれば、支援対象の公表を前提とする補助金を交付するなどの方法を含め、あり方を検討されたい。

講 じ た 措 置
対象施設の使用状況等を踏まえ、一定の合理性が確認できたものに限り課税免除を継続することとし、合理性が確認できなかったものについては課税免除の見直しを行った。

指 摘 事 項
第２章 市税に係る軽減措置 第４ 監査結果 ５．固定資産税 (２) 市税条例施行細則による課税免除 ⑨ 第９号「文化財保護法の規定により国宝又は重要文化財として指定されたもの(公開の用に供するものに限る。)の保管又は観賞の用に供する家屋及びその敷地並びにやま, ほこ, みこし及びこれらに付属するものの保管の用に供する家屋及びその敷地」 【指摘事項】 一定の合理性は存在するものと考えられるが, 保管に要するスペースが占める割合など, 現実の使用実態の如何にかかわらず, 家屋及びその敷地のすべてを課税免除している事例が存在し, その様な取扱いを認めていると読める通達が存在する現状は, 合理性・公平性を欠いているため, 当課税免除の廃止を含めて, 見直しを検討されたい。

講 じ た 措 置
対象施設の使用状況等についての調査結果を踏まえ, 保管の用に供されていない箇所については課税免除を廃止した。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (3) 基本通達による課税免除 ② 基本通達2号の課税免除について 【指摘事項】 当能楽に係る施設に対しては、固定資産税の課税免除ではなく、財政支援が必要な場合には、補助金等によることを検討すべきである。

講 じ た 措 置
能楽堂は、伝統芸能の発信拠点であり、本市の伝統芸能の振興に大きく寄与するものであることから、個々の財務状況にかかわらず、課税免除により継続的に保護育成を図ることは、伝統芸能の振興を推進する本市の政策目的に合致するため、課税免除を継続することとした。

指 摘 事 項
第２章 市税に係る軽減措置 第４ 監査結果 ５．固定資産税 （３）基本通達による課税免除 ③ 基本通達３号の課税免除 【指摘事項】 運営主体の公益性や寮費等について、準ずるといいうるだけの制度的担保が存在しておらず、廃止を含めて検討されたい。

講 じ た 措 置
対象施設の運営規約，建物図面，寮費等に係る調査を行い，課税免除の対象となる寄宿舎について，その使用目的や寮費，床面積等が地方税法上の非課税施設と同様に，総務省令で定める基準を満たしており，課税免除をすることに一定の合理性があることが確認できたことから，課税免除を継続することとした。

指 摘 事 項
第2章 市税に係る軽減措置 第4 監査結果 5. 固定資産税 (3) 基本通達による課税免除 ⑤ 基本通達5号の課税免除について 【指摘事項】 当該固定資産の用途について、収益的なものにも使用されている可能性があり、また、他の公益法人及びその他の団体と比較してもYMCAだけを特別扱いしているようでもあり、合理性はないため、本号課税免除は廃止を含め検討されたい。

講 じ た 措 置
平成30年3月に要綱を改正し、課税免除を廃止した。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ③ 使用許可・貸付けの用途が障害者支援施設など イ (福) 南山城学園に対する普通資産の貸し付け 【指摘事項】 社会福祉法人南山城学園に対する貸付料の全額免除の取りやめを 検討されたい。

講 じ た 措 置
社会福祉法人南山城学園に対する貸付料の免除については、平成 29 年度末に期限が到来した契約分から全額免除を取りやめる取扱いに見直しを行った。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (3) 社会福祉法人に対するもの ③ 使用許可・貸付けの用途が障害者支援施設など ウ (福) 京都総合福祉協会への貸し付け 【指摘事項】 貸付料の免除を廃止し、真に支援が必要であれば補助金での対応を検討されたい。

講 じ た 措 置
当該施設（元築山寮）に対する貸付料の免除については、平成30年度分から免除（平成29年度までは半額免除）を廃止し、本来額を徴収する取扱いに見直しを行った。

指 摘 事 項
第3章 公有財産の使用料等の減免 第4 監査結果 4 類型Ⅲ 固定資産税の用途的非課税類型 (4) 各種組合・農協に対するもの ① 本市職員の労働組合に対する使用許可について (行政財産) 【指摘事項】 本庁舎の建物の一部を本市の労働組合の事務所として使用することの使用許可にかかる使用料を減免する必要はないため、減免の廃止を検討されたい。

講 じ た 措 置
現在進めている新庁舎整備事業の進捗に伴い、使用料の減免を行っていた本市労働組合の事務所は平成29年9月30日をもって全て退去した。

(市税及び公有財産に関する軽減措置等－ 1)

指 摘 事 項
第4章 市税及び公有財産に関する軽減措置等
2 京都ドイツ文化センターに対する軽減措置
(2) 京都ドイツ文化センターに係る固定資産税の課税免除
【指摘事項】 個別通達に基づく京都ドイツ文化センターに係る固定資産税の課税免除については、利用状況から課税免除を行うまでの公益性・合理性があるか再検討をし、廃止を含めた見直しを検討されたい。

講 じ た 措 置
利用状況の調査結果を踏まえ、当該施設のうち使用収益に供している部分については、課税免除を継続する公益性が低いと考えられることから、課税免除を廃止し、平成31年度から新たに課税することとした。

(監査事務局)